

学校伝染病に係わる登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第 20 条にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、令和 年 月 日 以降の登園が可能であると判断しました。

なお、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

クラス 年 齢	歳	氏 名	
------------	---	--------	--

- 1. 麻疹（はしか）
- 2. 風疹
- 3. 水痘（みずぼうそう）
- 4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 5. 百日咳
- 6. 咽頭結膜熱（プール熱）
- 7. 結核
- 8. インフルエンザ
- 9. 腸管出血性大腸菌感染症
- 10. 流行性角結膜炎
- 11. 急性出血性結膜炎
- 12. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A群溶連菌感染症）
- 13. 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）
- 14. アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症）
- 15. その他の伝染病
(病名)

○ その他の伝染病とは、必ずしも感染症法・学校保健法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

令和 年 月 日

医療機関：

診察医師：

医療機関へお願い

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子どもが登園するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願いいたします。

(なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。)